

四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の骨子案

大項目	中項目	小項目	省令の条	基準の種類	条例案
第1章	総則	趣旨	第1条	—	省令どおり定める
		定義	第2条	—	
		指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則	第3条	参酌	
第2章 介護予防認知症対応型通所介護					
第1節	基本方針		第4条	参酌	省令どおり定める
第2節	人員及び設備に関する基準				
第1款	単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護	従業者の員数	第5条	従う	省令どおり定める
		管理者	第6条	従う	
		設備及び備品等	第7条	参酌	
第2款	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	従業者の員数	第8条	従う	
		利用定員等	第9条	従う(第1項) 参酌(第2項)	
		管理者	第10条	従う	
第3節	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	第11条	従う(第1項) 参酌(第2項から第6項)	
		提供拒否の禁止	第12条	従う	
		サービス提供困難時の対応	第13条	参酌	
		受給資格等の確認	第14条	参酌	
		要支援認定の申請に係る援助	第15条	参酌	
		心身の状況等の把握	第16条	参酌	
		介護予防支援事業者等との連携	第17条	参酌	
		地域密着型介護予防サービスの支給を受けるための援助	第18条	参酌	
		介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	第19条	参酌	
		介護予防サービス計画等の変更の援助	第20条	参酌	
		サービスの提供の記録	第21条	参酌	
		利用料等の受領	第22条	参酌	
		保険給付の請求のための証明書の交付	第23条	参酌	
		利用者に関する市町村への通知	第24条	参酌	
		緊急時等の対応	第25条	参酌	
		管理者の責務	第26条	参酌	
		運営規程	第27条	参酌	
		勤務体制の確保等	第28条	参酌	
		定員の遵守	第29条	参酌	
		非常災害対策	第30条	参酌	
衛生管理等	第31条	参酌			
掲示	第32条	参酌			
秘密保持等	第33条	従う			
広告	第34条	参酌			
介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	第35条	参酌			

		苦情処理	第36条	参酌	
		事故発生時の対応	第37条	従う	
		会計の区分	第38条	参酌	
		地域との連携等	第39条	参酌	
		記録の整備	第40条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
第4節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	第41条	参酌	省令どおり定める
		指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	第42条	参酌	
第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護					
第1節	基本方針		第43条	参酌	省令どおり定める
第2節	人員に関する基準	従業者の員数等	第44条	従う	
		管理者	第45条	従う	
		指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	第46条	従う	
第3節	設備に関する基準	登録定員及び利用定員	第47条	従う	
		設備及び備品等	第48条	<p>従う(第1項(宿泊室に係る部分に限る。)、第2項第2号ロ(宿泊室の床面積))</p> <p>参酌(第1項から第5項(宿泊室及び宿泊室の床面積に係る部分を除く。))</p>	
第4節	運営に関する基準	心身の状況等の把握	第49条	参酌	
		介護予防サービス事業者等との連携	第50条	参酌	
		身分を証する書類の携行	第51条	参酌	
		利用料等の受領	第52条	参酌	
		身体的拘束等の禁止	第53条	従う	
		法定代理受領サービスに係る報告	第54条	参酌	
		利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付	第55条	参酌	
		緊急時等の対応	第56条	参酌	
		運営規程	第57条	参酌	
		定員の遵守	第58条	参酌	
		非常災害対策	第58条の2	参酌	

		協力医療機関等	第59条	参酌	
		調査への協力等	第60条	参酌	
		地域との連携等	第61条	参酌	
		居住機能を担う併設施設等への入居	第62条	参酌	
		記録の整備	第63条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
		準用	第64条	参酌	省令どおり定める
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	第65条	参酌	
		指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	第66条	参酌	
		介護等	第67条	従う(第2項) 参酌(第1項、第3項)	
		社会生活上の便宜の提供等	第68条	参酌	
第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護					
第1節	基本方針		第69条	参酌	省令どおり定める
第2節	人員に関する基準	従業者の員数	第70条	従う	
		管理者	第71条	従う	
		指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	第72条	従う	
第3節	設備に関する基準		第73条	従う(第2項(居室に係る部分に限る。)、第4項))	
				標準(第1項、第2項(入居定員に係る部分を除く。))	
				参酌(第3項、第5項から第7項)	
第4節	運営に関する基準	入退居	第74条	参酌	
		サービスの提供の記録	第75条	参酌	
		利用料等の受領	第76条	参酌	
		具体的拘束等の禁止	第77条	従う	
		管理者による管理	第78条	参酌	
		運営規程	第79条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>事業者は、共同生活住居ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>次の号を追加して整理</p>

				(1) 入居一時金の取扱い	
		勤務体制の確保等	第80条	参酌	
		定員の遵守	第81条	参酌	
		協力医療機関等	第82条	参酌	
		介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止	第83条	参酌	
		記録の整備	第84条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
		準用	第85条	参酌	省令どおり定める
第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	第86条	参酌	省令どおり定める
		指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	第87条	参酌	
		介護等	第88条	従う(第2項) 参酌(第1項、第3項)	
		社会生活上の便宜の提供等	第89条	参酌	